梅雨の晴れ間に小遣い稼ぎ——①

ふるさと納税 夏旬

もらわなきゃ損する30品!

米や肉もいいけど、届いて嬉しいのは、断然旬の魚や果物だと思うのです…いまが食べごろの名物を大紹介！

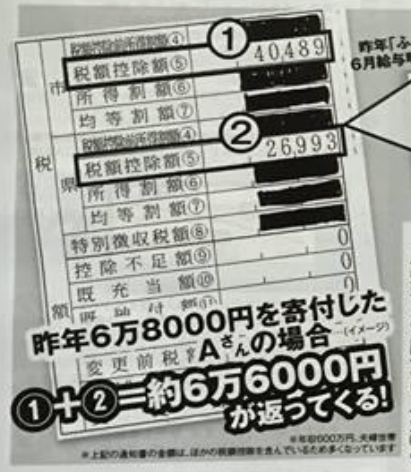

サラリーマンにとって、本来納税額は動かせないもの。従来は税額を確認し、引き比べに満足だった人も多いはずだが、今後は要保存

確定申告が不要になり寄付する会社員が急増

ふるさと納税とは、好きな自治体に寄付をすれば、2千円を除いた金額が翌年の住民税から控除される制度。

寄付額が急増した理由は、自治体が豪華なお礼の品を競ったこと、寄付の上限が2倍になったこともあるが、'15年4月、サラリーマンにとってありがたい「ワンストップ特例制度」が始まったことも大きい。寄付する自治体が5つ以内（ひとつの自治体に複数回寄付しても1つとカウント）であれば、従来必須だった確定申告が、給与所得者は不要になったのだ。

これまで、6月はサラリーマンにとって憂鬱な月だった。祝日はなく、梅雨の湿気もうっとうしい。さらに、6月の給与明細には「住民税課税決定通知書」がついてくる。都道府県民税と市区町村税の今年度の税額の通知書のことである。

しかし、昨年ワンストップ特例を利用したサラリーマンは、この通知書を注視してほしい。ふるさと納税の結果、住民税がしっかり安くなっていることが確認できるからだ。

総務省の自治税務局市町村税課の担当者は一言う。

「いま、まさに課税作業が終わって、納税通知書を発送している最中です。今回は寄付額が飛躍的に増えているので、控除額も大幅に増えるはずです」

ただし、年収や家族構成によって寄付できる上限額が異なり、それを超えたぶんの税金は控除されない。目安は総務省のサイトなどで調べられ、年収500万円の夫婦世帯では4万9千円だ。

「たとえば『ふるさとチョイス』などのサイトでは、生命保険料や扶養家族の人数などを入力することで、より詳しく寄付上限額が調べられます」（税理士法人エム・エム・アイ担当者）

前年比で年収や所得に大きな変化がなければ、2年ぶんの通知書を比べてみると、その効果が一目瞭然。

まだふるさと納税をしたことがない方も、今年12月31日までに寄付をすれば、翌年6月が楽しみになるはずだ。

海の幸 山の幸

1万円寄付で8000円が戻ってくる!

実質2000円「旬の逸品」

北海道から九州まで、いま旬のフルーツと魚介類を厳選。掲載したのはすべて寄付額1万円のビギナーにもおすすめのものばかり。リピートするもよし、食べ比べるもよし！